

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室

保険医療機関等の指定情報の送付について

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定により指定された保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の指定の情報（以下「指定一覧表」という。）については、地方厚生（支）局から各都道府県国民健康保険主管課又は後期高齢者医療主管課へ提供いただいているところです。

また、保険医療機関等の指定があった場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項（同法第78条の12及び第115条の11において準用する場合を含む。）の規定により、同法の規定に基づく指定申請の手続きなくして、同法による居宅サービス等の事業者として指定されたものとみなすこととされています。

今般、令和6年の地方分権改革に関する提案募集において、指定一覧表については都道府県介護保険主管課に電子媒体で提供可能とすることを求める提案があり、これを受け「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和6年12月24日付けで閣議決定※されました。地方厚生（支）局におかれては都道府県介護保険主管課に対して、各都道府県国民健康保険主管課又は後期高齢者医療主管課へ提供いただいている指定一覧表を、編集可能な電子媒体により提供いただくようお願いいたします。

また、都道府県介護保険主管課に対して、政令市・中核市等の介護保険主管課にも情報提供されるよう、お取り計らいをお願いいたします。

※内閣府において、地方公共団体への事務、権限の委譲及び地方に関する規制緩和に係る提案を地方公共団体から募り、実現可能なものについては閣議決定を経て実現されるもの。

※「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

（2）健康保険法（大11法70）及び介護保険法（平9法123）

健康保険法63条3項1号の規定により指定された保険医療機関又は保険薬局の一覧表については、都道府県等の事務負担を軽減するため、地方厚生（支）局から都道府県等に対して編集可能な形式の電子ファイルで送付するよう、地方厚生（支）局に令和6年度中に通知する。